

県南広域振興局長告示第 124 号

銃猟禁止区域の区域及び存続期間の変更（平成 9 年岩手県告示第 1085 号）で告示した石鳥谷町銃猟禁止区域の区域を次のとおり変更した。

平成 18 年 10 月 27 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

変更後の石鳥谷町銃猟禁止区域の区域 花巻市市内の東北縦貫自動車道と旧稗貫郡石鳥谷町と旧花巻市の境界との交点を起点とし、起点から東北縦貫自動車道を北に進み耳取川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み主要地方道盛岡和賀線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東に進み葛丸川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み国道 4 号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み市道富沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道寺林線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み一般県道石鳥谷花巻温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進み市道吉沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道北野 3 号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道大瀬川線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み一般県道盛岡石鳥谷線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み市道北寺林幹線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道南野原東幹線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道薬師堂線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道好地 57 号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道板子線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道北寺林線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道稲豊線との交点に至り、同点から同市道を東に進み一般県道志和石鳥谷線との交点に至り、同点から同一般県道を北西に進み花巻市と紫波郡紫波町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み一般県道中寺林犬淵線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み市道好地 4 号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み北上川に通ずる用水路との交点に至り、同用水路を南東に進み北上川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み市道新堀 19 号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道島野大野石線との交点に至り、同点から同市道を南に進み一般県道石鳥谷大迫線との交点に至り、同点から同一般県道を南東に進み市道老角線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道明戸線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み国道 456 号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道井戸向滝田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道白幡井戸向線との交点に至り、同点から同市道を北西に進みさらに西に進み市道島岡幹(1)線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道島岡線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道島岡幹(2)線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道八幡塚根線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道島岡幹(3)線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道八幡塚根線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道黒沼 9 号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み旧稗貫郡石鳥谷町と旧花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み J R 東北本線との交点に至り、同点から同 J R 線を北に進み耳取川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を西に進み市道寺林線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道ウレイ野線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道南寺林 3 号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み旧稗貫郡石鳥谷町と旧花巻市の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域